

平成30年2月定例会 一般質問(概要)

平成30年 6月 4日(月)

質問者 : 上島 一彦 議員

【上島議員】

大阪維新の会の、上島一彦です。

議長のお許しを得ましたので、事前に通告した8項目について、順次、質問します。



1 太陽光パネル設置によるトラブルへの対応

① 豊能町における不適切事案への対応

【上島議員】



大阪府では、太陽光パネルの不適切な設置や、事業者と住民とのトラブルについて、国・府・市町村が、連携して、未然防止と解決を図る、「大阪モデル」によって取り組むと、先の議会で伺いました。



一方、豊能町・新光風台 4 丁目付近で、違法な土砂搬入を繰り返した事業者が、太陽光パネルを設置した件については、豊能町が 3 年以上にわたり、宅地造成等規制法違反で、是正指導しているにもかかわらず、未だ基準適合に至っていません。



このような違法状態を続ける事業者が、宅造法違反を是正しない場合は、F I T法の権限を有する国が、認定を取り消すことが、最も効果的です。

今年 5 月、国と豊能町が、事業者に聞き取り調査を実施した時、豊能町は、宅造法違反の是正を、事業者に文書で勧告しました。

よって本件は、F I T法に基づく関係法令違反として、国が直接、事業者への指導にあたるべきですが、環境農林水産部長に伺います。

＜環境農林水産部長答弁＞

太陽光発電事業者が関係法令に違反している場合、地方公共団体等が文書で勧告等を行い、これに従わない場合には、公文書で国に通知することによって、国において、FIT法の認定基準に適合しないと判断し、指導・助言、さらには改善命令、認定取消しの措置を講じることとしています。

大阪府では、こういったトラブル事案に対して、市町村と国とのつなぎ役を府が担い、それぞれの役割分担のもと対応していくことを目的として、昨年11月に「大阪モデル」を構築し、豊能町の事案については、国と府の「連携協力会議」に設置している「豊能町部会」において取り組んでいます。

ご指摘のとおり、豊能町から関係法令違反に関する一部の対策についての勧告を行い、事業者は勧告に対して従う意向を示しており、種子の吹き付けによる法面保護工事を6月中旬までに実施すると聞いています。

しかし、事業者の是正状況によっては、法令違反として、国に対して町から公文書による通知がされる可能性もあり、引き続き、本事案の解決に向けた情報共有を進め、的確に対応してまいります。

② 市町村への支援と条例の必要性

【上島議員】



豊能町・新光風台で、太陽光パネル設置に関する住民とのトラブルは、画面右上（その1）の、新光風台4丁目付近の既設のものと、画面左下（その2）の、新光風台2丁目西側で計画中のものがああります。



新光風台2丁目西側で計画中のものは、隣接する兵庫県川西市で、約5,000枚の太陽光パネルを、住宅地の間近に、設置しようとするものです。



さらに、豊能町・希望ヶ丘の住宅地に隣接している、木代においても、約7,500枚の太陽光パネルの設置が計画されています。

事業用の太陽光パネルは、広大な設置場所が必要であると共に、電柱への接続が必要なので、送電設備のコストが安上がりになる住宅地の間近が、狙われやすい事がわかります。

住宅地隣地に於けるメガソーラーは、

住環境の破壊は明白！

住環境

防災機能
の低下

景観・文化
生物多様性

規制する法律が無ければ、法律を作る！

“ 太陽光条例 ” が必須

7

そのため、住環境への悪影響、防災機能の低下などを懸念する近隣住民と、事業者との間で、トラブルが増えています。

報道資料

山麓部などの太陽光発電設備の設置を規制します
～山麓部などに設置する一定規模の太陽光発電設備の設置を規制する条例を3月議会に提案～

2. 規制の対象について

規制の対象となる太陽光発電設備は、出力10kW以上または面積100㎡以上のものです（ただし、高さ10m以上の建築物の屋根に設置するもの及び住宅・共同住宅の屋根に設置するものは除きます）。「山すそ景観保全地区以北のエリア」、「市街化調整区域」、「生産緑地」において、これらの太陽光発電設備等の設置を禁止し、それ以外のエリアにおいては、近隣住民の同意などを条件とする許可制とします。



3月23日 議会の賛成多数で可決！
4月1日施行

山すそ景観保全地区以北
市街化調整区域
生産緑地 } 禁止区域

許可区域：禁止区域以外のエリア

8

豊能町のトラブルを、いち早く察知した、隣の箕面市は、今年3月、太陽光パネル設置を規制する条例を、早々と制定しました。

豊能町新光風台における「太陽光発電建設」
平成28年2月 実態現地調査と自治会との情報交換



9

既にトラブルが発生し、新たな設置計画がある豊能町こそ、同様の条例制定が必要であると、住民の声が高まっています。

豊能町は、先の町議会において、「今のところ、条例制定は考えていないが、検討せざるを得ない状況になっている」と、答弁しています。

豊能町条例の検討にあたり、大阪府の支援が必要です。



また、豊能町・新光風台に隣接する、兵庫県・川西市の太陽光パネル設置計画のように、府県をまたぐトラブルについては、関係府縣市との連携協力が必要です。

私は、3月の関西広域連合議会において、既に太陽光パネルの設置を規制する条例を制定した、仁坂・和歌山県知事に対して、条例制定の経緯を尋ねました。

仁坂知事は、「国のFIT法だけでは、足りないところがあるので、県条例が必要」と答弁されました。

やはり、国のFIT法を補完するため、また、既に県条例を制定している兵庫県や和歌山県と、カウンターパートの関係で広域対応するために、大阪府でも条例が必要です。

豊能町の条例制定への支援と、大阪府条例の制定について、環境農林水産部長に伺います。

<環境農林水産部長答弁>

太陽光発電施設に関する条例制定に向けて、豊能町から協力の要請があれば、全国の市町村で既に制定されている約40の条例に関する情報提供を行うとともに、新たに府内市町村が条例を検討する際に参考となる雛形を策定するなど、市町村が抱える課題に対して、積極的に支援を行ってまいります。

また、「大阪モデル」では、昨年11月以降に、新たに国が認定した事業など、9件について、庁内各課や関係市町村へ情報を提供し、連携してトラブルの未然防止に努めており、今後も、これらの取り組みをしっかりと進め、その成果を見極めた上で、対応のあり方について検討してまいります。

【上島議員】

市町村が条例を検討する際に、参考となる雛形を策定するなど、市町村への積極的支援につい

ては、感謝します。

一方で、兵庫県は太陽光パネルの設置について、行為地の面積5,000㎡以上を、県条例の対象としていますが、大阪府においても、一定規模以上の行為地を対象とする、府条例を制定し、市町村条例との役割分担を担って頂きたいと、強く要望します。

2 国道173号の早期復旧

【上島議員】



昨年10月発生した台風21号により、国道173号・篠山市福住地区の道路法面で大規模な地滑りが発生しました。



その影響で、能勢町天王から篠山市までの約7km区間が、現在、通行止めとなっています。



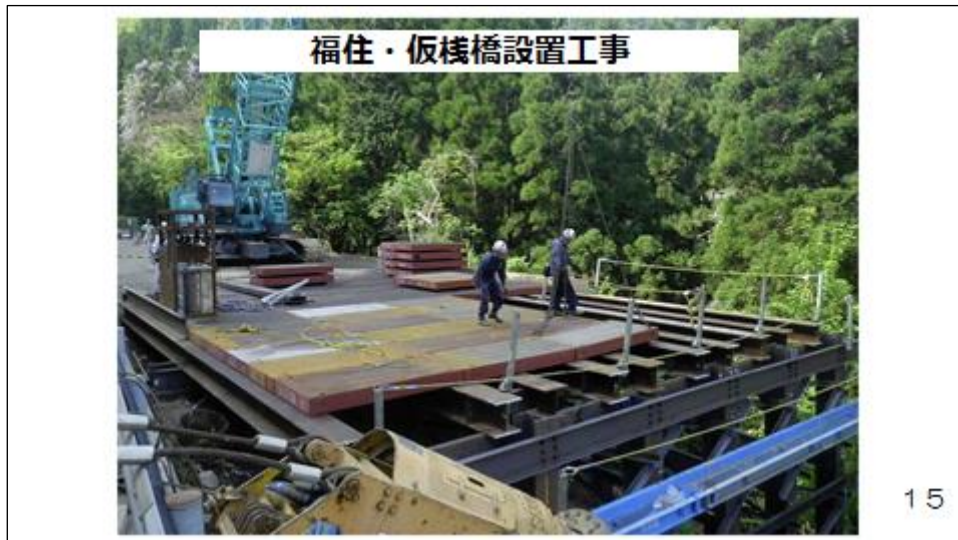
さらに、今年2月26日、能勢町天王の道路法面でも、地滑りの危険性を調査していたところ、新たな土砂崩落が続きました。



国道173号は、日量・約5千台の車両が通行する、大阪府と兵庫県を結ぶ重要な府県間道路ですが、この通行止めのため、利用者は迂回を強いられています。

また、沿道の飲食店やガソリンスタンドでは、通行止めの影響を受けて、売り上げが著しく減少しています。

4月、能勢町商工会から松井知事あてに、「早期復旧に関する要望書」が提出されました。



国道１７３号の通行止めは、利用者や地域商業に多大な影響を与えており、１日も早い復旧が望まれます。

福住の工事現場では、法面の安定化工事と並行して、仮設橋を設置して、今年、夏頃を目標に、交通開放すると伺います。



また、天王でも、不安定土塊を撤去するなど、対策工事を実施後、福住と同日に片側交互通行を開始すると伺っています。

具体的な復旧の見通しについて、都市整備部長に確認します。

＜都市整備部長答弁＞

国道１７３号の災害復旧工事については、お示しのとおり、福住と天王の２つの現場で、法面の安定化工事と仮設橋の設置工事を実施しています。

どちらの現場も、本年８月末の完了を目標に工事を進めているが、この時点でなお、法面の安定が確認できない場合は、さらなる対策工事の実施を経て、遅くとも、年内の暫定的な交通開放をめざします。

【上島議員】

国道１７３号の通行止めは、利用者や地域商業に、深刻な影響を与えており、１日も早い復旧を、お願いします。

3 箕面公園の災害復旧及び魅力・利便性の向上に向けた取組

① 滝道通行止めの早期復旧

【上島議員】



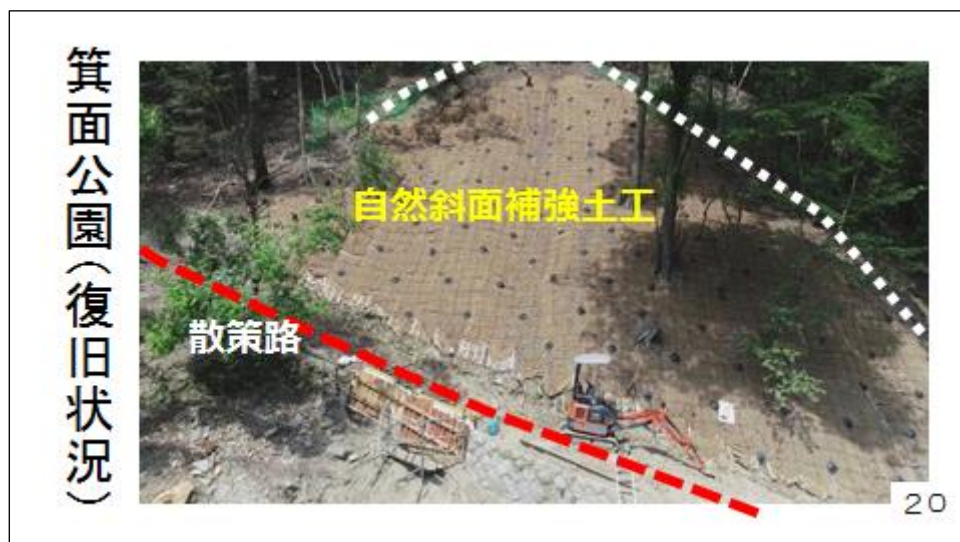
滝とモミジで名高い箕面公園は、年間約１１０万人の利用者で賑わう人気の観光スポットです。



しかし、昨年１０月、台風２１号の被害を受け、公園内では、大規模な土砂崩落のほか、滝道をふさぐ、多数の倒木が発生しました。



現在、箕面大滝まで、健脚者向けの遊歩道を通ることは出来ますが、多くの来園者が、利用しやすい滝道の一部は、未だ通行止めとなっています。



現在でも滝道沿いの斜面には、多数の倒木が放置されたままで、豪雨時には、流木による二次被害の発生が危惧されるほか、崩れた斜面を補強した後は、自然の景観を元に戻すべきです。



箕面の観光産業に深刻な打撃を与えている、滝道通行止めの、復旧見込みについて、都市整備部長に伺います。

＜都市整備部長答弁＞

箕面公園の災害復旧については、崩落現場や車両進入路の土砂や倒木の撤去を行った後、上部から法面の対策工事を進めています。

これまで、法面上部の補強工事と法面中腹の散策路の復旧工事が完了し、現在、法面下部の補強工事に着手しました。

今後、法面補強工事の完了後、法面下部に位置する滝道の復旧工事を行い、遅くとも紅葉シーズンまでの交通開放をめざします。

なお、滝道沿い法面の倒木については、安全面から対応すべき樹木の撤去は完了しており、今後は、景観の保全という観点から、順次、対策を実施してまいります。

② 箕面公園のモミジ再生、魅力向上と利便性の向上

【上島議員】



新緑や紅葉の季節に、美しく映える、滝道沿いのモミジは、箕面観光のシンボルですが、地元では「倒木や雑木が増える一方で、モミジが衰退し、昔の箕面らしさがなくなった」と、嘆きの声が、聞こえてきます。

平成24年度より、「箕面モミジの山 再生のための検討会」において、対策を進めていると伺いますが、箕面公園のモミジ再生に取り組む、都市整備部長の決意を伺います。

箕面公園昆虫館



23

また、リニューアルした「箕面公園・昆虫館」。

揚げたてのモミジの天ぷら



24

秘伝の衣をつけて揚げた、名物、「モミジの天ぷら」。

箕面川床



25

風情のある「箕面・川床」は、箕面公園の、貴重な観光資源です。

今年、府と箕面市が協力して、箕面公園内に、無料Wi-Fiの、アクセスポイントが、3か所設置されます。

SNSや大阪観光局などを通じて、箕面公園の魅力を、大阪・関西や、世界に向けて、グローバルに発信する事により、国の内外から観光客を集める事ができます。

また、紅葉のトップシーズンのお客様を、十分におもてなしするために、滝の上にある、大日駐車場までシャトルバスを運行する事や、観光バスに対応できる駐車場の整備が必要です。

箕面公園の魅力向上や利便性の向上について、都市整備部長に併せて伺います。

<都市整備部長答弁>

箕面公園のモミジ再生については、モミジは森の中で陽のよくあたる場所ほどよく生育する性質があり、箕面公園では、倒木個所や危険木を伐採した個所に補植する取組みを進めており、昨年の台風第21号により被災した個所についても、補植することとしています。

また、公園内の見どころ再生の取組みとして、広場周辺など来園者が集まる場所に、集中的にモミジの補植を、進めており、将来的にはシンボリックな場となる、モミジの拠点をつくってまいります。

魅力向上と利便性の向上については、箕面公園の魅力と利便性の向上については、昆虫館のリニューアル、多数のイベント開催、ホームページや昆虫館内の放送の多言語化を実施しています。

また、紅葉シーズン前には、警察・公共交通機関・観光協会・大阪府・箕面市などで、安全対策や利便性向上について意見交換を行っており、例年、電鉄会社が最寄駅までの臨時列車を運行するほか、昨年度は、観光協会と箕面市が連携し、大日駐車場への臨時バスを運行しました。

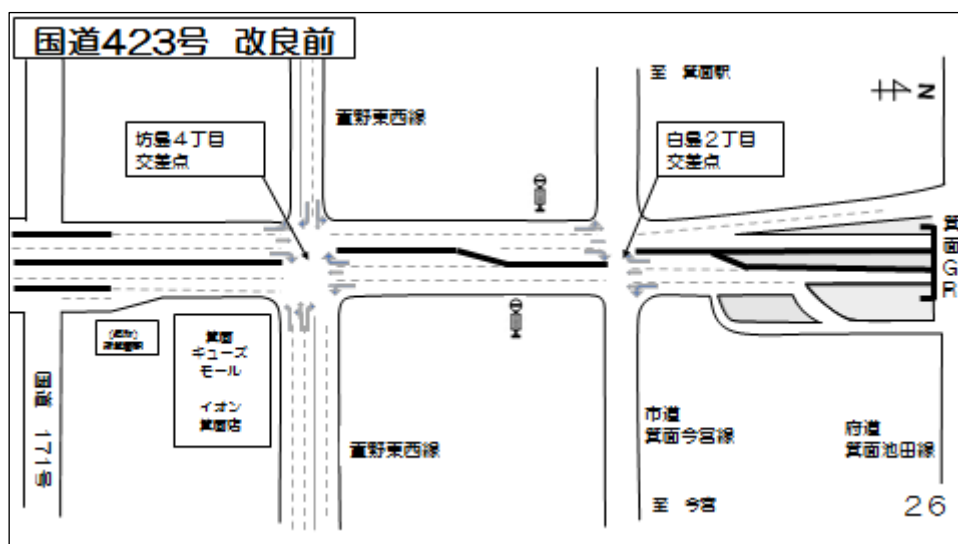
さらに、大日駐車場付近では、箕面市が市所有地において、新たな駐車場整備を検討しており、本府としてもこの取組みを支援してまいります。

現在、昨年の台風被害から復旧に全力を尽くしており、今後、復旧工事を終えて、滝道の交通開放をする際には、大阪観光局などと連携し、これまで以上に箕面公園の魅力を発信してまいります。

4 国道423号の渋滞対策

【上島議員】

今年3月、新名神高速道路・高槻～神戸間の開通により、ダブルネットワーク効果を発揮して、中国道や名神高速の渋滞が9割減少しました。

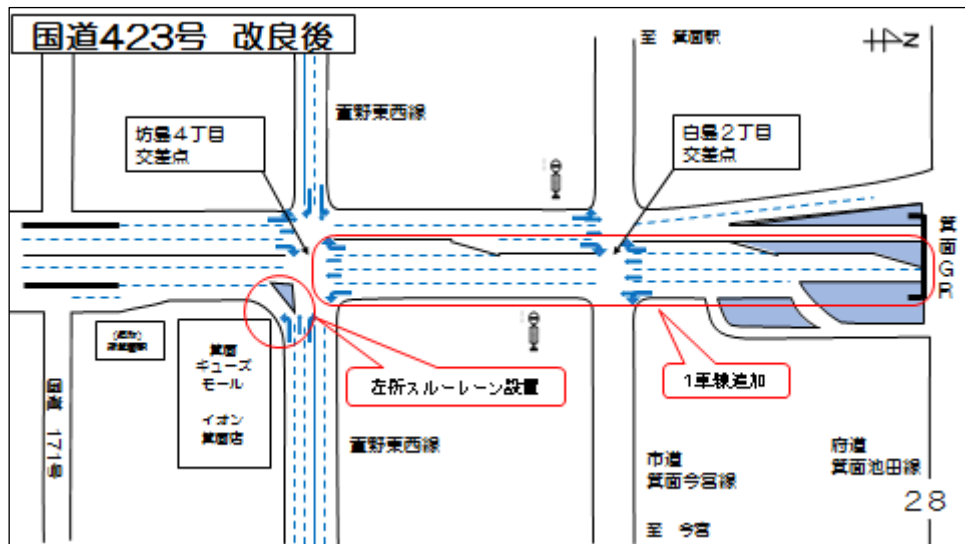


一方、箕面グリーンロードは、新名神の開通後、交通量が約3割増加したので、土日・祝日の夕方、大阪方面へ向う南行きのトンネルで、最大4～5kmの渋滞が発生します。

私は、これまで、新名神の開通に伴う国道423号の渋滞対策をしっかりと行うよう、府に求めて参りました。



その結果、画面中ほどにある、坊島4丁目交差点に、左折スルーレーンを、今年3月に設置して頂いたので、おかげさまで、渋滞解消の効果が出ています。



また、来年度の完成をめざして、南行き車線を1車線追加すると、伺っています。

さらに、北行き車線についても、白島2丁目のバス停で、路線バスが2台連なって停車するので、後続車が停滞します。

歩道の一部に切り込みを入れ、バス2台分の停車スペースを確保すれば、後続車両がスムーズに流れます。

また、抜本的な渋滞対策として、すでに大阪府で都市計画決定されている国道423号のアンダーパス化を、着々と進めて頂きたいと存じます。

国道423号の渋滞対策について、都市整備部長に伺います。

<都市整備部長答弁>

国道423号の南行き車線の渋滞対策については、お示しのとおり1車線拡幅に向け、現在、交差点形状や幅員構成などを関係機関と協議しており、来年度の完成をめざしてまいります。

次に、北行き車線のバスの停車に伴う渋滞対策については、バス事業者の協力を得て、停車スペースの確保など、必要な対策について検討を進めています。

今後、これらの渋滞対策の効果を十分見極めたうえで、アンダーパス化など、さらなる対策の必要性について判断してまいります。

5 箕面グリーンロードのネクスコへの移管

【上島議員】

近畿圏の高速道路は、昨年6月、新たな料金体系として対距離制が導入されました。

しかし、路線毎にターミナルチャージが、かかれば、依然として割高感が残るので、道路公社路線の移管を着実に進め、念願のハイウェイ・オーソリティ構想を実現するべきです。

道路公社路線は、堺泉北と南阪奈が今年4月に、また、第二阪奈が来年4月に、ネクスコ西日本に移管することが決まりました。



残る、箕面グリーンロードについても、ネクスコへの、早期移管を進めて下さい。

箕面グリーンロードを移管すれば、新名神と乗り継ぐ場合、シームレスで利用しやすい料金体系や管理の一元化による迅速な災害対応が、可能になります。

箕面グリーンロードの早期移管について、取り組み状況と竹内副知事の決意を伺います。

<竹内副知事答弁>

箕面グリーンロードの移管に向けては、シームレスで利用しやすい料金体系の実現に加え、非常時におけるリダンダンシーの確保、これは、中国道などにおいて災害や事故が発生した場合に、新名神高速道路～箕面グリーンロードを迂回路としてネクスコ西日本が一体的に活用するなどの観点も踏まえ、国と協議を進めています。

具体的には、現在、新名神高速道路の高槻～神戸間が開通した後の、箕面グリーンロードと新名神高速道路との連続利用の実態や、事故渋滞が発生した際の迂回状況等の交通動向の分析を行っています。

また、災害や事故発生時において、迅速な迂回誘導を行うための、広域的な交通情報発信の方法など、効率的な一体管理・交通管制のあり方についても、議論を進めています。

今後、さらなる国との協議を進め、箕面グリーンロードの早期移管に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

6 豊能地域バス路線網の充実

【上島議員】



豊能町・西地区と千里中央を結ぶバス路線は、箕面森町地区センターで乗り換える青色の現行路線です。

一方、赤色の提案路線のように、来春開通する止々呂美吉川線を経由すれば、豊能町・西地区から通う通勤客にとって、時間短縮となり、箕面森町第3区域に進出する企業にとっても、従業員の移動手段が確保されるなどの相乗効果が期待されます。

また、赤色の路線を開設すれば、箕面森町の住民は、地区センターから、バスに座って通勤することができます。

北大阪急行線の延伸に伴い、豊能地域・バス路線網の広域的な再編を検討すると共に、箕面森町第3区域の企業ニーズを踏まえ、止々呂美吉川線を経由する直行便の可能性について、大阪府が箕面市・豊能町・阪急バスとの間で議論を深めて下さい。

これは、広域行政体であり、箕面森町の開発主体でもある大阪府が主体的に取り組むべき課題ですが、都市整備部長に伺います。

<都市整備部長答弁>

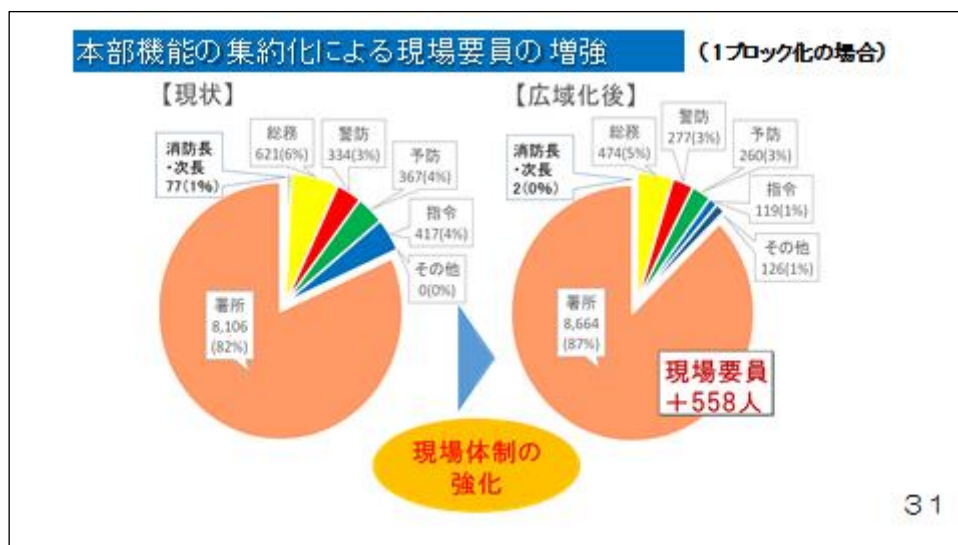
路線バスなどの地域公共交通は、住民の生活を支え、まちづくりにも寄与することから、現在、豊能町及び箕面市では、それぞれ、公共交通に関する協議会を設置し、検討を進めています。

大阪府では、協議会に参画するとともに、市と町の調整を行う場を設けており、先日5月16日の、両市町をまたがるバス路線の意見交換会では、北大阪急行延伸に伴うバス路線の再編の検討状況、箕面森町第三区域における企業の立地状況などを踏まえ、ご指摘の止々呂美吉川線を経由する直行便の可能性についても、今後、関係者で議論を深めていくこととなりました。

引き続き、関係市町の取り組みや意向を踏まえ、公共交通の活性化、箕面森町の利便増進の観点から、必要な助言を行ってまいります。

7 大阪消防庁の実現

【上島議員】

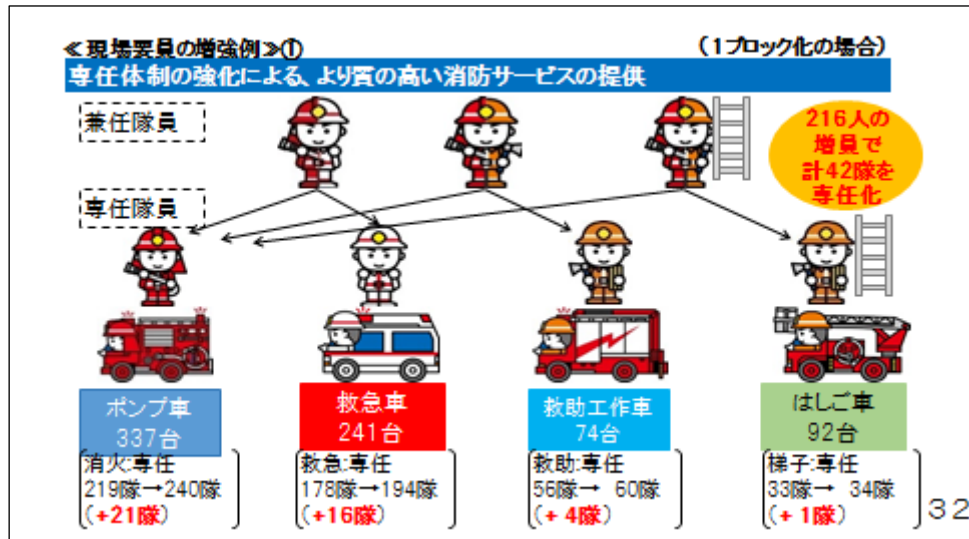


私は、昨年の5月議会で、大阪府が、大阪消防庁の実現を目指し、市町村や住民にとって理解し易い財政シミュレーションやロードマップを示して欲しいと、お願いしました。

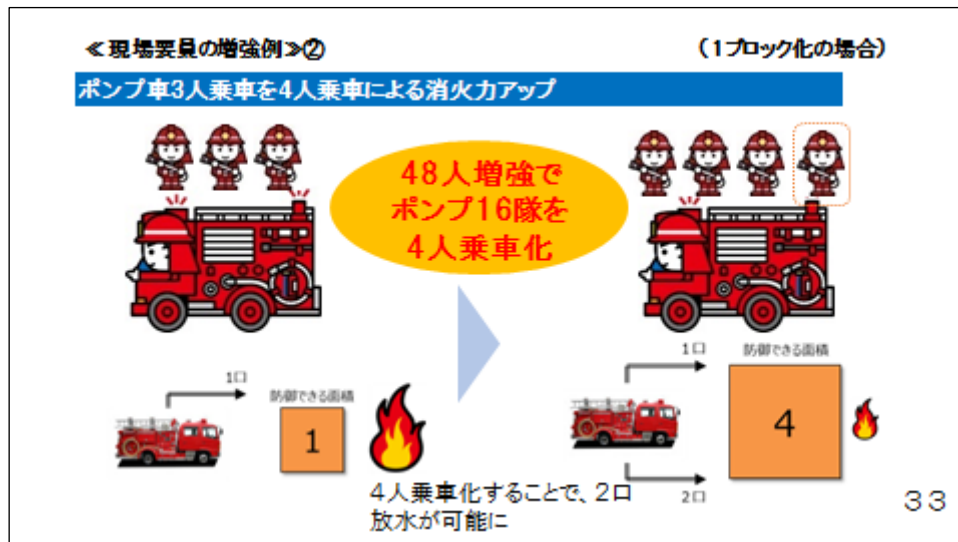
その結果、今年3月、「大阪の消防力強化に関する 検討結果とりまとめ」が「消防力強化のための勉強会」を踏まえて提出されました。

これをみると、本部機能の1ブロック化によるメリットが、わかりやすく示されています。

1ブロック化により、現場要員558人の増強が可能になります。



消火隊・救急隊・救助隊・はしご隊の専任体制を強化して、より質の高い消防サービスが提供できます。



ポンプ車の3人乗車を4人乗車にする事で、2口放水が可能になり、消火力がアップします。

私は、府内27消防本部を、1本部にまとめて、大阪消防庁を設置し、東京消防庁ハイパーレスキュー隊に匹敵する消防力を持つことで、南海トラフなどの大規模災害に備えるべきであると、これまで強く訴えてまいりました。

1ブロック化、すなわち、1本部体制になれば、最大のスケールメリットがはたらく事が今回のとりまとめでも、明らかになりました。

府内消防の一元化について、危機管理監に伺います。

＜危機管理監答弁＞

消防力の強化については、府内市町村との勉強会において、今後の大阪の消防力の強化に向けた方策等を、本年3月に取りまとめました。

また、国においても、さらなる消防広域化を推進するため、本年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、市町村に対し、自らの消防力を分析し今後の具体的な将来像を示す「消防力カード」の作成が求められています。

都道府県に対しては、消防体制のあり方議論を踏まえた広域化推進計画の今年度中の改定が求められています。

府としては、この機を捉え、勉強会で取りまとめた強化方策について、引き続き、丁寧に説明し、広域化に向けた、これは、一元化を含めまして、市町村の理解と協力を得られるよう取り組んでまいります。

広域化推進計画については、学識経験者や市町村の代表も入った「大阪府消防広域化推進審議会」を開催し、今年度中に改定を行ってまいります。

【上島議員】

災害は、いつ起こるかわからない、待ったなしの状態です。

大阪府が、「消防広域化推進計画」を見直し、リーダーシップをもって、府内消防の一元化を実現していただくよう、強く要望します。

8 府域一水道の実現

【上島議員】

最後に、府域一水道について、お伺いします。

副首都ビジョンにおいて、副首都に必要な機能である、「基盤的な公共機能の高度化」の一つとして、水道などの生活インフラの最適化が、位置づけられています。

また、昨年8月から、健康医療部・副首都推進局と大阪市水道局がともに、府域水道のあり方について、検討を進めて来られました。

現在、大阪における、今後の水需要や、府域の配水管の老朽化の状況等を整理するとともに、淀川水系浄水場の最適配置に関するケーススタディについて、調査・検討が進んでいます。

この結果は、副首都推進本部会議において、報告されると伺っています。

ここで、府域一水道の早期実現を目指す、健康医療部長の決意を伺います。



<健康医療部長答弁>

府域一水道の早期実現のためには、市町村や大阪広域水道企業団と、将来の水需要を踏まえ、施設の老朽化や技術継承等の課題を共有し、解決策を探ることが重要と認識しています。

そのため、府としては、これまでも市町村を対象に、施設や管路の更新費用の算定手法等について技術的支援を行うとともに、浄水場や配水池等の市町村境界を越えた最適配置について、市町村との検討会を実施しています。

さらに、今年度より市町村、企業団と研究会を設置したところであり、府域一水道となった場合の、水道施設の配置や危機管理体制のあり方、拠点体制等について、具体的イメージを共有しつつ、広域化効果の算定などを行うこととしています。

この研究会や副首都推進本部会議での議論を踏まえ、府域一水道の早期実現に向けて取り組みを進めてまいります。

【上島議員】

消防力強化のための勉強会のとりまとめは、非常にわかりやすいものです。

今後、大災害に備えて、東京消防庁ハイパーレスキュー隊に匹敵する消防力を大阪に備えるためにも大阪府域の消防本部が27本部ではなく、1本部体制にまとめる必要があります。

また、水道事業においても政令市や中核市であっても、耐震化対策のため施設更新を行うコストがかかり、料金値上げをせざるを得なくなりますが、府域一水道を早期に実現することによって値上げを抑制することができます。

われわれ大阪府議会議員は、二元代表制の一翼として知事とがっちりとスクラムを組んで大阪府が一つになって豊かになるための施策、住民のための施策を力強く進めてまいりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。